

大分県報

令和五年
第四一五号
六月六日

（火曜日）

目次

告示

公有水面埋立ての免許

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

公 告

契約者等の公示（三件）

○ 告 示

大分県告示第二百六十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

令和五年六月六日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 免許の年月日

令和五年五月二十六日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広瀬 勝貞

三 埋立ての区域

1 位置

別府市船小路町九四二番一五、九四二番一五に接する無番地及び九四三番三に接する無番地の地先公有水面

2 区域

基点を除く次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点を結ぶ令和四年の秋分の満潮位（D・L・プラス二・四六メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 国土地理院別府四等三角点（北緯三三度一七分四九秒〇八、東経一三一度三〇分〇九秒九一）

3 面積

一九、五七五・三六平方メートル

令和五年六月六日

大分県報（告示）

一

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

- 別府市船小路町九四二番一五、九四二番一五に接する無番地、九四三番一、九四三番二、九四三番三及び九四三番三に接する無番地の地内並びに同市船小路町九四二番一五、九四二番一五に接する無番地、九四三番一、九四三番二及び九四三番三に接する無番地の地先公有水面

2 区域

基点を除く次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とGの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 国土地理院別府四等三角点（北緯三三度一七分四九秒〇八、東経一三一度三〇分〇九秒九一）

- Aの地点 基点から一二四度二七分五六秒五三五・六六メートルの地点
 - Bの地点 Aの地点から五六度四三分四三秒八三・一三メートルの地点
 - Cの地点 Bの地点から三五九度二〇分四六秒一七七・七四メートルの地点
 - Dの地点 Cの地点から八九度〇〇分〇秒一七四・七九メートルの地点
 - Eの地点 Dの地点から一四六度四三分四三秒四三五・二四メートルの地点
 - Fの地点 Eの地点から二三六度四三分四三秒四〇〇・〇五メートルの地点
 - Gの地点 Fの地点から三二六度四三分四三秒二六三・二一メートルの地点
- 3 面積
一六九、七二三・七八平方メートル
- 五 埋立地の用途
ふ頭用地

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和五年六月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た

数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年六月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、八八六八

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二一八、〇三三八

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、二〇三八
別府市	三一、五三五八
中津市	二二、六一四八
日田市	一七、四六八八
佐伯市	一九、三五〇八
臼杵市	一〇、四八四八
津久見市	四、六九三八
竹田市	五、八〇五八
豊後高田市	六、一三二八
杵築市	七、八三四八
宇佐市	一五、〇〇五八
豊後大野市	九、六八〇八

由 布 市 九、三四六八
国東市・姫島村 八、一九二八
日 出 町 七、八〇三八
九重町・玖珠町 六、六一六八

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。
令和五年六月六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
大分県情報システムIaaSの利用 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県総務部電子自治体推進室
大分市大手町三丁目一番一号
 - 三 随意契約の相手方を決定した日
令和五年四月一日
 - 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加 藤 健
大分市東春日町十七番五十七号
 - 五 随意契約に係る契約金額
六千三百三十四万七千九百二十二円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
 - 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当
- 次のとおり契約者等について公示する。
令和五年六月六日
- 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県次世代型情報システム共通基盤運用保守業務委託

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進室

三 随意契約の相手方を決定した日

令和五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社大分支社 支社長 日 高 健 司

大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額

五千百七十二万七千二百三十六円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和五年六月六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
行政情報システム維持管理・運用業務及び電算システム維持管理支援業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県総務部電子自治体推進室
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
令和五年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社大分支社 支社長 日 高 健 司
大分市東春日町十七番五十八号
- 五 随意契約に係る契約金額
五千六百四十五万二千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和五年六月六日

大分県報（選管委告示・公告）

令和五年六月六日

大分県報（公告）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当